



健診結果の「要治療」「要精密検査」を放置していませんか？

治療や精密検査が必要と判定されても、「仕事が忙しい」「自覚症状がない」などの理由で医療機関へ受診されない方が見られます。特に血圧・血糖・脂質の項目で「要治療」となった方が、**未受診のまま放置されると、命にかかわる病気を発症する可能性が高くなります。**

事業主様、健診事務ご担当者様へのお願い

1 健診結果を確認し、「要治療」「要精密検査」と判定された従業員様には、早期受診をお勧めください。

2 受診のための時間休暇など、従業員様が受診しやすい環境づくりにご協力ください。



協会けんぽ茨城支部からも医療機関への受診を促す案内を送付しています。

生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖・脂質で「**要治療**」「**要精密検査**」と判断され、健診受診後**3か月以内に医療機関を受診していない方**が対象です。



仕事中や通勤途中にケガをしたときは健康保険を使用できません

仕事中や通勤途中に被ったケガの治療には健康保険は使用できません。医療機関を受診する場合は、必ず負傷原因を正確に伝えて、**最初から労災保険扱い**で受診していただくようお願いします。

仕事中
通勤途中のケガ

労災保険

業務外
休日中ケガ

健康保険

個人や勤務先の判断で健康保険か労災保険かを選択することはできません。

ケガの状況によっては労災保険に該当するか判断が難しい場合もございます。勤務先を管轄する労働基準監督署で労災になるかどうかを判断しますので、ご相談いただくようお願いいたします。





柔道整復師（接骨院・整骨院）のかかり方

接骨院・整骨院での柔道整復師による施術は、健康保険の対象となる場合・ならない場合があります。

健康保険の対象となる場合

原因がはっきりしている、急性などの外傷性の負傷
打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼など
※骨折・脱臼は応急処置を除き、医師の同意を得ることが必要です。

健康保険の対象とならない場合

原因不明の痛み、病気による痛み
神経痛・ヘルニアなど病気からくる痛み
単なる肩こり肉体疲労など

接骨院・整骨院を正しく受診するためのポイント

①ケガの原因を正しく伝えましょう。

何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。原因がはっきりしていないと、健康保険の対象とならない場合があります。

②療養費支給申請書の内容を確認し、ご自身で署名してください。

治療を受ける方は、協会けんぽから治療費の一部の支払いを受けるための「療養費支給申請書」の提出を柔道整復師に委任する形になりますが、申請書の委任欄を記入する必要があります。その際、傷病名、日数、金額をよく確認しましょう。

③領収書は必ず受け取りましょう。

領収証を必ず受け取り、金額を確認したうえで大切に保管してください。なお、領収書は医療費控除を受ける際にも必要になります。

④長期の施術となっている場合は、一度医師の診察を受けましょう。

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

土浦年金事務所内の「協会けんぽ特設窓口」の閉鎖のお知らせ 最終営業日：令和5年9月29日（金）

協会けんぽ茨城支部では、お客様のご利用状況を踏まえ、土浦年金事務所内に設置しております協会けんぽの窓口を9月末をもって閉鎖いたします。

※年金事務所の閉鎖ではありません。

ご利用のお客様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。



【皆さまへお願い】

申請書が今年1月から新様式に変更となっております。
申請する際は、**新様式でのご申請をお願いいたします。**

※旧様式の申請書でご提出の場合、システムの都合上、通常より日数がかかる場合がございます。

申請書の
詳しい記入
例はコチラ



【皆さまへお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

